

千葉県稲毛区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和4年政令第352号）第1条の規定により、本区選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期をする。

令和5年3月1日

千葉県稲毛区選挙管理委員会委員長 三浦 邦宏

登録の移替えを延期する期間

令和5年3月9日から千葉県議会議員一般選挙及び千葉県議会議員一般選挙期日まで